介護老人保健施設ケアホーム陽風の里 短期入所療養介護 重要事項説明書 多床室・個室

1. 施設の概要

(1) 施設の名称等

・施 設 名 介護老人保健施設 ケアホーム陽風の里

·開設年月日 1991(平成3)年6月12日

· 所 在 地 富山県中新川郡立山町大石原254番地

・電 話 番 号 076-463-0601 ・ ファックス番号 076-462-9670

・管 理 者 名 赤川 直次

·介護保険指定番号 介護老人保健施設(1651680009号)

(2) 介護老人保健施設の目的と運営方針

介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下での介護や機能訓練、その他必要な 医療と日常生活上のお世話などの介護保健施設サービスを提供することで、入所者の 能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、1日でも早く家庭での生活に 戻ることができるように支援すること、また、利用者の方が居宅での生活を1日 でも長く継続できるよう、短期入所療養介護といったサービスを提供し、在宅ケ アを支援することを目的とした施設です。

この目的に沿って、当施設では、以下のような運営の方針を定めていますので、 ご理解いただいた上でご利用ください。

[介護老人保健施設ケアホーム陽風の里の運営方針]

- ・施設療養は、思いやりと安心をモットーに、利用者の心身の特性を踏まえて、妥 当適切に行います。特に療養上の目標を設定し、漫然かつ画一的なものとならない ように配慮して行います。
- ・地域や、家庭との結びつきを重視し、明るく家庭的な雰囲気作りを心掛けます。

(3) 施設の職員体制(下記の人数以上を配置)

・医師	1名
・看護職員	7名以上
・薬剤師	0.24 名以上
・介護職員	17名以上
・支援相談員	1名以上
・理学療法士	
・作業療法士	1名以上
・言語聴覚士	
・管理栄養士	1名以上
・介護支援専門員	1名以上
・事務職員	1名以上

- (4) 入所定員等 ・定員 70名
 - ・療養室 個室 2室、2人室 8室、4人室 13室食堂 レクリエーションルーム 機能訓練室 相談室 等
- 2. 短期入所療養介護 サービス内容
 - ① 短期入所療養介護計画の立案
 - ② 食事(食事は原則として食堂でおとりいただきます) 給食業務は、株式会社 ディライフ に委託 朝食 7時30分~8時00分 昼食 12時00分~12時30分 おやつ15時00分~15時30分
 - 夕食 18時00分~18時30分
 - ③ 入浴(一般浴槽又は特別浴槽で対応します。入所利用者は、週に最低2回ご利用いただきます。ただし、身体の状態に応じて清拭となる場合があります)
 - ④ 医学的管理·看護
 - ⑤ 介護(退所時の支援も行います)
 - ⑥ 機能訓練(リハビリテーション、レクリエーション)
 - ⑦ 相談援助サービス
 - ⑧ 理美容サービス (原則月1回実施します)
 - ⑨ その他

*これらのサービスのなかには、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、具体的にご相談下さい。

3. 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関や歯科診療所に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかな対応をお願いしています。

• 協力医療機関

名 称 医療法人財団恵仁会 藤木病院

住 所 富山県中新川郡立山町大石原 225 番地

• 協力歯科医療機関

名 称 医療法人社団光の道 公園通り歯科医院

住 所 富山県滑川市常磐町 181-41 番地

名 称 マキノ歯科医院

住 所 富山県中新川郡立山町草野 122-2 番地

◇緊急時の連絡先

緊急の場合には、「同意書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

4. 施設利用に当たっての留意事項

- ・面会はコロナ感染予防のためオンライン面会を実施しております。 面会時間は平日 15:30、15:45 の 2 組限定で約 10 分間となります。 1 か月 2 回までとし、事前にご予約下さい。
- ・飲酒・喫煙は、原則としてお断りしますが、師長または支援相談員にご相談下さい。
- ・個人でお持ちの金銭・貴重品の管理については、一切責任を負えませんのでご了承 下さい。
- ・食べ物の持ち込みは禁止となっております。
- ・外泊時の受診については、受診前にご相談下さい。
- *その他、ご不明な点がございましたら支援相談員にご相談下さい。

5. 非常災害対策

- 防災設備 自動火災報知器、消火器、消火栓、誘導灯、非常放送設備
- 防災訓練 年2回

内容 (通報、避難、消火、訓練等)

6. 禁止事項

当施設では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、利用者の「営利 行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。

7. 要望及び苦情等の相談

当施設には支援相談の専門員として支援相談員が勤務していますので、お気軽にご相談下さい。(電話 076-463-0601)

要望や苦情などは、支援相談担当者にお寄せいただければ、速やかに対応いたしますが、 玄関横に備えつけられた「ご意見箱」をご利用いただき、管理者に直接お申し出いた だくこともできます。

※苦情解決の流れ※

社会福祉法内 82 条の規定により、本事業所では利用者からの苦情に適切に対応する ため体制を整えています。

(1) 苦情受付

苦情は面接、電話、書面より苦情受付担当者が随時受け付けます。 意見箱は毎週月曜日に確認します。

(2) 苦情受付の報告・確認

苦情受付担当者が受付けた苦情を苦情解決責任者と苦情解決委員会に報告します。

(3) 苦情解決のための話し合い

苦情解決委員会は速やかに解決に当り、苦情解決責任者は苦情申立人と誠意を もって話し合い、解決に努めます。

(4) 苦情解決の報告

苦情解決責任者は、1週間以内に苦情申出人に対して改善した事項について報告 します。

*本事業所で解決できない苦情は、下記の場所に申し出ることが出来ます。

富山県国民健康保険団体連合会 TEL 076-431-9833 (介護サービス苦情処理専用)

富山県福祉サービス運営適正化委員会 TEL 076-432-3280

中新川広域行政事務組合 TEL 076-464-1316

8. 事故発生時の対応

当施設サービス提供により事故が発生した場合は速やかに、入所者の家族、市町村等に連絡を行うと共に必要な措置を行います。

又利用者の状態と事故の状況を把握し、原因解明を行い再発防止に努めます。

9. その他

当施設についての詳細は、パンフレットを用意してありますので、ご請求下さい。

上記の同意を証するため、本書を2通作成し利用者、当施設が署名・捺印のうえ1通ずつ保管するものとします。

令和 年 月 日

私は、当施設から重要事項の説明を受け、これらの内容に関して同意しました。

利 用 者 住 所

氏 名

(EI)

利用者の代理人 住 所

氏 名

(EII)

電 話

続 柄

当施設は、利用者の介護保健施設利用にあたり、本書面に基づいて重要事項を説明しこれらの内容に関して同意を得ました。

事業者富山県中新川郡立山町225番地

医療法人財団恵仁会

理事長 藤木 龍輔

事業所富山県中新川郡立山町大石原254

介護老人保健施設 ケアホーム陽風の里

(指定事業所番号 富山県 第1651680009号)

管理者 赤川 直次

説明者